

米原市中学生部活動用具等購入補助金のお知らせ

1 趣旨および目的

中学生が安心して部活動に勤しみ、充実した学校生活を送ることができるよう、中学校等の部活動に係る用具等の購入に係る家庭の経済的負担を軽減するため、「中学生部活動用具等購入補助金」を交付します。

2 給付対象者

市内に住所を有する中学校1年生の保護者、または中学生の子どもがいる就学援助または特別支援教育就学奨励費の受給者で、以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 生活保護を受けていないこと。
- ② 市税等および学校給食費保護者負担金の滞納がないこと。

3 交付金額

一般の方	中学1年生1人につき上限15,000円/年 (補助率1/2以内)
就学援助受給者	中学生1人につき上限30,000円/年(実費)

4 交付対象となる購入品目等

部活動に参加する全員が個々に準備する必要がある用具等の購入費および全員が一律に負担する経費のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に購入したもの

例：ユニフォーム、ウインドブレーカー、スパイク、部費など

※学校の指定品（体育館シューズ等）は対象となりません。

※消臭スプレーなど部活動に参加する上で、必ずしも必要でない物は対象となりません。

※支払にポイントを使用した場合や支払によりポイントが付与された場合のポイント分は対象経費から控除します。

5 申請書類・添付書類

次の①～③の書類を提出してください。

※民間のクラブチームに係る経費の申請は、①～④の書類を提出してください。

※2回目以降の申請の場合、③、④の書類は不要です。

※振込口座は原則申請者の口座としてください。申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要となりますので、⑤の書類を提出してください。

- ① 申請書兼請求書
- ② 購入日や品名が記載されたレシート等の購入を証明する書類
- ③ 振込先口座番号が確認できるもの（通帳の口座番号記載ページの写しなど）
- ④ 民間クラブ活動状況報告書（民間のクラブチームに所属の方）
- ⑤ 委任状(必要に応じて)

6 申請期間・受付場所

申請期間	令和7年12月23日（火）まで
受付場所	市内各中学校
申請書設置場所	市内各中学校、教育総務課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター 市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

7 その他

- ・申請期間を過ぎた場合は、3学期の申請期間に申請してください。3学期分の申請期間については、後日ご案内します。また、交付金額が上限に達するまでは複数回申請が可能です。
- ・本制度の対象とならない就学援助費および特別支援教育就学奨励費の受給者の方は、就学援助費および特別支援教育就学奨励費の部活動費として支給いたしますので、市内各中学校または教育総務課までご連絡ください。

【お問合せ先】

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市教育委員会事務局 教育総務課（本庁舎 2 階）
電話 0749-53-5151 FAX 0749-53-5129